

## 上水道課東部水道班(深江庁舎内)が移動します

☎ 上水道課 ☎73-6685

**4月1日から上水道課の東部水道班(深江庁舎内)が南有馬庁舎へ移動します。**

上水道課	担当地区
維持管理班	加津佐町・口之津町・南有馬町・北有馬町
東部水道班	深江町・布津町・有家町・西有家町

※水道の各種手続き(使用開始・中止・廃止・給水装置所有者名義変更)は、市内の各支所、市民サービス課で従来と同様にできます。  
※水道の受付・開閉栓業務は時間外、土、日、祝日はできません。水道の開栓は水道使用異動届の提出が必要ですが、閉栓の場合は電話でも受付が可能です。  
また、開閉栓が申請当日の場合は、すぐには対応できない場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

4月は異動の時期です。転居される時は水道の手続きもお忘れなく!



## 南島原市 子育てひろば

市は、子育て親子を応援します。  
お悩み、ご相談がある場合は、お気軽に連絡ください。  
また、市内15ヵ所にある子育て支援センターでも、子育てに関する相談、情報提供を行っています。  
なお、イベント・講習会の日程などは変更になる場合がありますので、事前に支援センターに確認をしてください。

町名	支援センター名	開設日時	イベント・講習会情報
深江町	子育て支援センターはやて(瀬野保育園) ☎72-6961	火・木・金曜日 10:00~15:00	・3月3日(金) ひなまつり会・おたんじょう会 ・3月14日(火)、17日(金) 保育参観
布津町	子育て支援センターリリパット(文華保育園) ☎72-2106	火~土曜日 9:00~14:00	・3月7日(火) 「てんげ堂」さん協力 オリジナル手ぬぐい作り ・3月16日(木) ボタニカルキャンドル&アロマワックスバー作り
有家町	地域子育て支援センター杏クラブ(白百合保育園) ☎82-8410	月~金曜日 9:00~14:00	・3月3日(金) ひなまつり・誕生会 ・3月10日(金) 親子ピクス教室
西有家町	長野子育て支援ポエム(長野保育園) ☎82-0271	月・水・金曜日 8:30~15:30	・3月8日(水) 人形劇 桃太郎 ・3月15日(水) お楽しみ会・誕生会
南有馬町	南有馬子育て支援センター(大江保育園) ☎85-2288	月~金曜日 9:00~14:00	・3月7日(火) ヘッドマッサージ ・3月15日(水) クレープパーティー
口之津町	子育て支援センターたんぼぼ(口之津保育園) ☎73-6000	月・水・金曜日 9:00~15:00	・3月10日(金) お楽しみ会 ・3月17日(金) 月に一度の勉強会
加津佐町	お宮の子育て支援センター(若木保育園) ☎87-5151	月~金曜日 9:00~15:00	・3月13日(月) 親子でLet's play in English! ・3月22日(水) ミッチーのストレッチ教室

☎ 子育て未来課 ☎73-6652

南島原子育て支援センター 検索

\*市ホームページに各支援センターの行事予定などを掲載しています。

## 平成29年度 南島原市奨学生募集

☎ 教育総務課 ☎73-6701



南島原市奨学資金貸付制度は、市内に住所を有する人の子どもなどで、学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的な理由で修学が困難な学生に学資を貸与し、将来、社会に貢献できる有能な人材を育成することを目的としています。

### 奨学金の貸与月額

区分	貸与額(月額)
高等学校 (国立海上技術学校を含む)	15,000円以内
大学(短大を含む)	30,000円以内
高等専門学校	30,000円以内
専修学校 (2年以上の専門課程に限る)	30,000円以内

奨学金は、毎月、本人に貸与します。ただし、新規採用者の初回貸与は4~7月分をまとめて7月末に貸与する予定です。なお、貸与する奨学金は無利子です。

### 奨学金の償還方法

当該学校卒業後から6カ月間据え置き、月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択していただきます。償還期間は、高校のみの貸付者は5年以内、その他の場合は8年以内、退学およびその他の理由により貸付を廃止された場合は3年以内に償還していただきます。

### 他との併願・併給

他の奨学金制度との併願・併給は可能です。  
※独立行政法人日本学生支援機構(第一種)の奨学金との併給は不可です。

### 南島原市奨学資金償還補助金

南島原市の奨学資金を借りて学校を卒業した後、市内に居住し、就労していることなどの条件を満たすと、償還した奨学金の2分の1以内の金額が補助金として交付されます。卒業後の進路として、南島原市内への定住をご検討ください。

### 募集期間

4月3日(月)~5月31日(水)

### 貸付を受ける人の条件

- ①経済的理由により、修学が困難であること(所得金額の基準を設けています)。  
例:世帯人員4人の場合→大学など229万円以下、高等学校など206万円以下
- ②人物、学業とも奨学生としてふさわしいこと(学力の基準を設けています)。  
例:成績証明書から算出される成績平均が5段階評価で、おおむね3.0以上
- ③貸付金の償還能力を有し、本市内に居住する保証人がいること  
※所得および学力の基準は目安です。基準外でも審査により認められる場合があります。

### 申請書類

申請に必要な書類は教育総務課および教育振興班、西有家総合学習センターカムス、深江、布津、北有馬、口之津、加津佐各支所に備えてあります。また、市のホームページからも印刷できます。  
配布する書類の他に、**在学証明書**(進学先の学校が発行)および**成績証明書**(1年生は直前に卒業した学校、編入生は編入前の学校、2年生以上は在学のもの)などが必要です。  
※今年度卒業予定者の成績証明書は3月中の準備をお勧めします。ただし、全ての成績(評価)が確定してから発行してください。